

○総務省令第五十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第四百四十五条の規定に基づき、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二日

総務大臣 山本 早苗

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

別記第三十二号様式の二備考一中「手話通訳者」との下に「、専ら要約筆記（同法第九十七条の二第二項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあつては「要約筆記者」と」を加える。

附 則

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則別記第三十二号様式の二の規定は、この省令の施行の日以

後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この省令の施行の日の前日まではその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。